



2023年7月2日(日)



「もの言う自由」と自己情報コントロール権

2023年度「もの言う自由を守る会 総会
(於：大垣市スイトピアセンター)

實原 隆志(南山大学)



NANZAN UNIVERSITY

1

目次




1. 意見書で述べたこと 本件諸措置の合憲性 について	2. 近年の議論状況	3. 本音	4. まとめ・結論
<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察による情報提供 (2) 警察による情報収集 (3) 警察による情報保有 (4) 総括 :意見書で述べたこと :本件諸措置の合憲性について 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利の保護 (2) 権利の侵害 (3) 権利の侵害の正当性 (4) 総括 :近年の議論状況 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 最高裁の判例における 権利の重要性の説示 (2) 問題点 :学説からの批判 (3) ドイツ :国勢調査判決の場合 (4) 総括:本音 	<p>「もの言う自由」と自己情報 コントロール権</p>

NANZAN UNIVERSITY

2

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

<「大垣警察事件」とは？>



大垣警察の動き


- 原告らの勉強会の開催を知る
 - * 「勉強会」：風力発電について学ぶ
- 「シーテック社」との間での第一回の**情報交換**
 - ・ 同社：中部電力の子会社
 - ・ 「本件風力発電事業に関する原告側の動向等」に関する情報を**収集**
 - ・ 「原告側及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握」することが目的
 - 情報の提供も**同様の目的による

NANZAN UNIVERSITY

3

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

<「大垣警察事件」とは？>



原告側の対応

- 本件での**諸措置は違法と主張**
 - ・ 情報交換に際しての情報の提供・収集
 - ・ それに先立つ情報の収集
- 本件訴訟に先立って、岐阜県を相手に自己情報開示請求
→ 存否応答拒否決定
- 警察が**保有する情報の削除を請求**
 - ∴ 本件の争点：公的機関による情報の取扱いの違法性

NANZAN UNIVERSITY

4

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

(1) 警察による情報提供



地裁が認定したこと

- 大垣警察側の問題
 - ・ シーテック社に対し、原告側の情報を**提供する必要性があったとは認め難い状況**にあった
 - ・ 原告側の**プライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由**を侵害
- 本件での情報提供の評価
 - ・ 正当な理由に基づくものであるとはいえない
 - ・ 本件情報提供は国家賠償法上**違法**

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

(1) 警察による情報提供



警察による情報提供に関する地裁の判断についての私見

- 情報提供を違法とした地裁の判断
維持されるべき
- 目的の正当性やそれに対する**法律上の根拠**の有無
より詳細な検討が必要
- 重要な情報の提供まで認める規定としての**警察法2条1項の合憲性の検討**
より厳格に行うべき

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

(2) 警察による情報収集



① 警察による情報収集に対する権利の保護

地裁が認定したこと

- 原告側は「公的な立場にない私人」
- 各種情報の性質
 - ・ 原告側の**私的又はその思想信条にかかる**活動及び事柄に関するもの
 - ・ 原告側に関する**プライバシー情報**
- 原告側の権利
上記の**プライバシー情報**に関し、**第三者にみだりに収集・保有されない自由**を有する

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について

(2) 警察による情報収集

日本国内の議論状況

当該情報自体が思想・信条等に関わる場合	当該の情報には 高度な プライバシー性
法律の整備状況 個人情報保護法を通じて整備	当該の個人情報の 要保護性の高さ も考慮しながら個人情報を保護するための仕組み
個人の情報がみだりに提供・収集・保有されない 権利の保護とその重要性 が認められるに至る：この理解は定着	

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (2) 警察による情報収集



- ∴ 警察による情報収集に関する地裁の判断についての私見：総括
- 本件での情報収集に対する憲法上の権利の保護：妥当
 - 当該権利の重要性の指摘：妥当

② 警察による情報収集を通じた権利の侵害と、その重大性

本件での情報収集：違法性に関する慎重な検討を要する

プライバシー性が高い、多くの情報を収集

一定の継続性をもって収集

地裁：任意性を緩やかに認定

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (2) 警察による情報収集



- ∴ 本件での情報収集による権利侵害の重大性に関する地裁の検討：不十分
- 本件での情報交換に先立つ情報収集の問題
一部において基本権に対する高い強度の侵害を含むものであったことは明らか
 - 情報収集が適切なものであったこと：警察側が主張すべき
情報収集の態様も警察自身で明らかにすべき
 - 比較されるべき事例は「GPS捜査判決」
≠ 本件：原告側に犯罪の具体的な容疑はない
≡ 本件
・ 情報収集の継続性・密行性
・ 権利侵害を防ぐための客観的な仕組みを要する

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (2) 警察による情報収集



③ 警察による情報収集を通じた権利侵害の正当性

正当化はされえないのではないか

- 一部の措置について目的も手段も明らかにされていない
- 警察法2条1項が根拠法律となりうるのか

④ 小括：警察による情報収集

問題点の総括

- 情報提供の違法性に関する検討と比べて、警察による情報収集の違憲性・違法性に関する地裁の審査：不十分
- 権利侵害の正当性は認められない
本件での情報提供だけでなく、情報収集も違憲・違法

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (3) 警察による情報保有

① 検討の枠組み

本件訴えに先立つ原告側の状況

自己情報開示請求

存否は答否 処分を受ける

- ・ 処分を妥当とする答申
- ・ 保有されていた情報は地裁でも不明

抹消を求める情報の特定

原告側にとっては事実上不可能

⇒ 憲法上保護されている個人情報を経由して削除させる可能性を閉ざすものとならないような方向での検討が求められる

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (3) 警察による情報保有



② 訴えの適法性

シーテック社に提供された情報

- ・ 警察に保有されている(いた)ものであると考えられることは、地裁の判決も確認
本件での情報収集について述べる文脈
- ・ プライバシー性の高い情報を含む情報の保有に

シーテック社からの情報収集・提供

- ・ これによって収集された情報を警察が保有していることも地裁は確認
- ・ プライバシー性の高い情報を含む情報の保有に

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (3) 警察による情報保有



∴ 本件での削除請求の適法性に関する私見

- 本件で交換されている情報
プライバシー性の高い情報を含んでいることが明らかであるか、推測される
- 原告側(本人)の知らないところでのこれらの情報の保有
原告側の憲法上の権利を重大に制約
- ∴ 本件では、削除請求の対象の特定を原告側に厳格に求めるべきではない
 - ・ 原告側の請求対象は特定されていたと考えるべき
 - ・ 本件で情報が特定されていると認めないことは、原告らの権利の侵害

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (3) 警察による情報保有



③ 本件での情報保有に関する実体法上の問題

要保護性の高さ

- 警察によって自己の情報をみだりに保有されないこと
= 憲法上の権利として保護される利益
- 保有されている情報の要保護性が高い場合
警察による情報の保有の合法性・合憲性を慎重に審査
- 本件での警察による情報の保有は原告側の権利に対する高い強度の侵害を含むものであった可能性

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (3) 警察による情報保有



∴ 本件での情報保有の合憲性・合法性に関する私見

- 情報保有の態様：被告ら自身が明らかにすべき
正当性を証明するための情報は現時点では足りない
- 本来であれば、保有は違憲・違法なものと判断されるはず
- ④ 小括：警察による情報保有
 - 地裁が原告側に求めている情報の特定：厳格に過ぎる
 - 本件情報保有は実体法上も違憲・違法
本件で推測される情報保有を正当化するための事実も確認できていない

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (4) 総括

本件での情報提供について

違法とした地裁の判断	維持されるべき
目的の正当性やそれに対する法律上の根拠の有無	より詳細な検討が必要
重要な情報の提供まで認める規定としての警察法2条1項の合憲性の検討	より厳格に行うべき

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (4) 総括

本件での情報収集について

警察による情報収集の違憲性・違法性に関する地裁の審査	不十分
権利侵害の正当性	認められない
本件での情報提供だけでなく、情報収集も違憲・違法	

1. 意見書で述べたこと：本件諸措置の合憲性について (4) 総括

本件での情報保有について

地裁が原告側に求めている情報の特定	厳格に選ざる
実体法上の評価	違憲・違法とすべき
本件で推測される情報保有を正当化するための事実	確認できていない

2. 近年の議論状況

公的機関による個人情報の扱いの法的問題を検討する際に、一般的に用いられている枠組み

1	当該の事例と関係する憲法上の権利の確認 + その重要性の確認
2	権利の侵害の有無(+その重大性)の確認
3	権利侵害の正当性の検討 ○ 権利の制約目的とその 目的 の妥当性 ○ 権利を制約する 手段 の必要性・相当性 ○ 公的機関による措置の 濫用を防止する仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上の具体的・直接的な根拠の有無 ・ 当該法律の規定の内容 ・ 中立的な、第三者機関による監督のあり方

2. 近年の議論状況

(1) 権利の保護



憲法上の権利

- 憲法13条
 - ・ 「**みだりに**容ぼう等を撮影されない自由」
 - ・ 「個人に関する情報を**みだりに**第三者に公表等されない権利」
- 憲法35条(GPS捜査判決)
 - 「私的領域に準ずる領域の保護」

2. 近年の議論状況

(1) 権利の保護



権利・利益の重要性

- 扱われる情報**それ自体としては秘匿性が低いものも重要**
 - = 他の情報を**組み合わせることで**はじめて個人に関する詳細な状況が確認できる情報の重要性
- **高度なプライバシー性をもつ情報**
 - ・ 例：当該情報自体が思想・信条等に関わる場合
 - ・ 権利の要保護性は**高まる**

2. 近年の議論状況

(1) 権利の保護



法律の整備状況：個人情報保護法の制定

- 信条などに関する情報：「**要配慮個人情報**」
(個人情報保護法2条2項3号、20条2項等)
- 当該の個人情報の**要保護性の高さも考慮しながら**個人情報を保護するための**仕組みの整備**

2. 近年の議論状況

(1) 権利の保護



∴ 現在の判例や一般法の規定の状況

- 個人の情報が**みだりに**収集等されない権利の**保護**とその**重要性**が認められるに至っている
 - 保護は、情報の提供・収集・保有といった、「**取扱い**」全般に及ぶ
 - 憲法学説でも同様の理解
- ⇒ 公的機関によって個人の情報が「**みだりに『扱われない』**権利・自由」が憲法上の保護を受けるとの認識は定着
- * 「自己情報コントロール権」・「情報自己決定権」と呼ぶかは別

NANZAN UNIVERSITY

2. 近年の議論状況 (2) 権利の侵害

憲法上の権利

- 権利制約の手段の相当性を広く検討
⇒ 多くの場面で正当化を要する権利侵害が生じているとの理解
- 判例において権利侵害の重大性を高める要因とされたもの
目的外の使用(前科照会事件判決)、他の情報との結合(住基ネット判決)、継続性(GPS捜査判決)、など

学説

大量の情報が集積されることで「個人の内面に迫りうる可能性」を指摘

25

25

NANZAN UNIVERSITY

2. 近年の議論状況 (2) 権利の侵害

「マイナンバー制度」の検討の際の日本政府

- 個人の情報が集積することで「本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成」される危険性に言及
- 「個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果—原文—)」、……
- 「民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない」

NANZAN UNIVERSITY

26

26

NANZAN UNIVERSITY

2. 近年の議論状況 (2) 権利の侵害

∴ 小括：権利の侵害に関する近年の議論状況

- 公的機関による個人情報の取扱いの評価
権利侵害性が広く認められている
- 各事例での結論を分けているもの
権利侵害の正当性をめぐる評価

NANZAN UNIVERSITY

27

27

NANZAN UNIVERSITY

2. 近年の議論状況

(3) 権利の侵害の正当性

権利侵害の正当化要件

- 目的の特定とその正当性
- 情報の取扱いの態様の相当性
- それが適切であることを客観的に保証するもの立法、権利保護的な制度

「客観的な保証」

立法上の規律の妥当性を検討するための枠組み

- 当該措置を授権する法律上の根拠を明示
- 当該の授権規定の合憲性の検討

NANZAN UNIVERSITY

28

28

2. 近年の議論状況

(3) 権利の侵害の正当性

法律・授權規定の合憲性を検討するための枠組み

憲法の趣旨をふまえた**限定的な解釈**の必要性・可能性

限定的な解釈をする**条文上の手がかり**の有無

立法者の意思や法律上の**文言**との整合性

当該措置の授權規定の**解釈・適用の誤り**

扱われる情報**それ自体としては**秘匿性が低いものも**重要**

= 他の情報を**組み合わせること**ではじめて個人に関する詳細な状況が確認できる情報の重要性

高度なプライバシー性をもつ情報

- 例：当該情報自体が思想・信条等
- 権利の要保護性は**高まる**

2. 近年の議論状況

(4) 総括

「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」の評価

- 日本国憲法によって**憲法上の保護**を受ける
- その権利には一定の**重要性**

主要な問題：権利侵害の正当性

- **目的**の特定とその正当性
- 情報の**扱いの態様**の相当性
- 扱いが適切なものであることの**客観的な保証**：立法、権利保護的な制度

2. 近年の議論状況

(4) 総括

∴ 本件での検討課題

いかなる権利に対する、いかなる制約がなされているか

その制約態様にはどのような重大性が見出されるべきか

その権利制約は何を目的とし、どのような必要性があって行われているのか

それが適正なものであることを担保するものとして立法がなされているか

権利保護に資する客観的な制度の存在

- ・ 当該措置を授權する法律上の根拠の有無
- ・ 当該授權規定の合憲性

当該授權規定の**解釈・適用の誤り**の有無

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

- ① **精神的自由の場合(1)：「閲読の自由」**
(「よど号ハイジャック記事抹消事件判決」)

「意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の**閲読の自由**」

- 憲法上保障されるべき
- 関連規定：憲法19条・21条・13条



3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと」の意義

- 1) その者が**個人として**自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないもの
- 2) **民主主義社会**における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要



「監獄内の規律及び秩序の維持のため」の閲読の自由を制限できる場合：**限定**される

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

∴ 「よど号ハイジャック記事抹消事件判決」の特徴

- 問題となっているのは「**閲読の自由**」
- 関連規定は憲法19条・21条・13条
権利侵害の**正当性**をめぐる評価
- 情報を「**摂取**」する**機会をもつこと**の重要性
当該個人だけでなく**社会全体にとっても重要**
- 「**閲読の自由**」の意義を、**正しく認識**するもの



3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

② 精神的自由の場合(2)：集会の自由

「成田新法事件判決」

○ 集会が「**場**」としてもつ意義

- 1) 「**国民**が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ」る場として必要
- 2) 「**相互**に意見や情報等を伝達、交流する場」として必要

○ 「**手段**」としての集会：「**対外的に意見を表明するための有効な手段**」

○ 集会の自由(憲法21条1項)の重要性

「**民主主義社会**における**重要な**基本的人権の一つとして**特に尊重**…」

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

「泉佐野市民会館事件判決」

○ 集会の制限が必要・合理的なものとして肯認されるか

基本的には、基本的人権としての集会の自由の重要性をふまえて決められるべき

○ 集会の自由の制約の合憲性審査

- ・ 基本的人権のうち精神的自由を制約するもの
- ・ 経済的自由の制約における以上に**厳格な**基準の下にされなければならない

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

∴ 集会の自由に関する判例

- * かつては、集会の意義について、偏見だらけの説明をしていた判例も
: 「東京都公安条例事件判決」

○ 現在の判例

- ・ 「集会の自由」が憲法21条1項で保障されることを指摘
- ・ 集会には**どのような意義があるか**を説明
- ・ それが憲法において**高度な保護**が求められるとする
- ・ それが集会の制限の合理性の判断に影響

○ こうした枠組み

妥当



3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

③ 自己の情報が「みだりに扱われない権利・自由」の場合

「京都府学連事件判決」

「みだりにその容ぼう等を撮影され ない自由」	憲法13条で 保護
その自由を保障する意義	逆はず 警察の任務との関係で制約されるとするのみ
= プライバシー権の保障を最高裁が認めた初期において、この権利の重要性については 述べられなかった	

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

「早稲田大学江沢民氏講演会事件判決」

本人確認情報の扱いが問題に：講演会の出席者の氏名や住所、など	
自己の個人情報が「他者には みだりに これを開示 されない 」こと	法的保護の 対象 とする
当該の個人情報の「取扱い」について	慎重さ を求める そう考えることが「 自然 」
それがどのような問題を引き起こすのか	説明されず 「不快な思いをするから」程度の位置づけ
「精神的自由」に関する先例(先述)とは 対照的	

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

「コード」や「番号」を使った個人情報の処理

「住基ネット判決」	本人確認情報が「 みだりに第三者に開示又は公表されない自由 」が憲法で保障
「マイナンバー判決」	「特定個人情報」には秘匿性の 高い 情報があると認める
住民票コードや個人番号を使う場合の危険性 ・ 「本人の 予期しないときに予期しない範囲 で行政機関に保有され、利用される危険性」 ・ 「 法令等の根拠に基づかず に又は 正当な行政目的の範囲を逸脱して 第三者に開示又は公表される」危険性	
そうした危険性があることが何をもたらすのか	述べられず

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

∴ 「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」の場合の判例の特徴

- 初期：この権利の重要性については**述べられず**
- 「早稲田大学江沢民氏講演会事件判決」
自分の情報が他者に開示されることがどのような問題を引き起こすのか：**説明せず** ≠ 「精神的自由」を扱った先例
- コード・番号を使った個人情報の処理が何をもたらすか：**述べず**

「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」に重要性を見出していないのではないか。

検討が**不十分**

- ・ そうした権利の保護が不十分な場合に生じる不利益
- ・ ほかの権利・自由にもたらしうる影響、など

3. 本音

(1) 最高裁の判例における権利の重要性の説示

④ 小括：最高裁の判例における権利の重要性の説示

「閲読の自由」や集会の自由の重要性：指摘

「もの言う自由」の重要性は認めている形

個人の自由 + 民主主義社会における重要性

「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」の場合

この権利の重要性に関する言及・検討	なされない この権利に重要性を見出していない様子
「もの言う自由」との関係	全く関係ない と考えているのではないか

3. 本音

(2) 問題点：学説からの批判

「早稲田大学講演会事件判決」に関する指摘

調査官の解説

- 「本判決は、直接に本件4情報だけについても、不用意な漏えいで生じる日常生活上の**不安・不快等**をみだりに抱かずにすむことへの期待利益を認めたもの」
- 「プライバシー権の名の下にその**保護の範囲を広げた**もの」

3. 本音

(2) 問題点：学説からの批判

判決や調査官解説への批判

- 「**内面の人格的自律の保護との関連性の度合いを基準**」としていないとの指摘
- 「プライバシー権の実体を、単なる『第三者提供の本人同意』という手続問題にいわば**貶めた**とみる余地」
- 「『自己情報コントロール権説』と『私生活上の平穩の保護説』のいわば**上澄みを混ぜ合わせた、プライバシー侵害についての軽量な新基準**」

3. 本音

(2) 問題点：学説からの批判

∴ 学説からの批判に関する私見

- 個人が自由を制限されれば、何かしらの期待が裏切られ、不快感をもつ可能性があるのは**当然**
- **精神的自由**が侵害された場合にもたらされる**不利益**に関する最高裁の指摘
その不利益は**社会一般**に及びうることを指摘
≠ 「**自己の情報**が**みだりに扱われない権利・自由**」の場合
- **ここで取り上げた指摘**
「みだりに扱われない権利・自由」の重要性に**深い考察を加えない**ことが最高裁の特徴・問題点とするもの

3. 本音

(3) ドイツ：国勢調査判決の場合

比較対象国としてのドイツ

「監視国家」を経験
ナチスや旧東ドイツ

連邦憲法裁判所の有名な判決
「国勢調査判決」(1983年)

① 情報自己決定権の保護

個人をその**個人データの無限定な収集・保存・利用・提供**から保護することの重要性を指摘
「人格の自由な発展」の前提としての意義

「原則的に自分で自己の個人データの提供と利用について決定するという、個人の権利」の保護
= 「**情報自己決定権**」

3. 本音

(3) ドイツ：国勢調査判決の場合

② 情報自己決定権が保護されない場合の問題

- 自身に関する**どのような情報が知られているか**等を十分な確実性をもって見通せなくなる
- 逸脱的な行為態様がいつでも**記録**される可能性があるという結果に
- それらが情報として**長期**にわたって**保存・利用・転送**されるかも確証がなくなる
- 逸脱的な行為態様によって**目立つことのないよう**にするようになる

↑ 個人情報の保護に関する権利が十分に保護されないことが、**個人の振舞い方にも影響**するという考え方を示すもの

3. 本音

(3) ドイツ：国勢調査判決の場合

③ 個人の振舞い方に影響することがもたらす憲法上の問題

- 目立つ活動が当局で記録され、それによってリスクが生じ得ると予想することに
例：集会や市民運動に参加
→ それに対応する**基本権の行使をやめてしまう**ことにも
- **個人の自己実現**だけでなく、自由で**民主的な社会**の**基本的な機能**条件も害する

↑ 個人の憲法上の権利の行使の妨げになるとの理解
1) **個人**の発展にとって有害
2) **社会**にとっても問題

3. 本音

④ 小括：ドイツの国勢調査判決の場合

個人情報の保護が憲法上必要なことを、ドイツの連邦憲法裁判所は既に40年ほど前に明言

その保護は、**社会的にも必要だと説明**
= 権利の重要性

刑事捜査の場面での情報収集や、公安分野での情報収集についても指摘
= このような姿勢が、連邦憲法裁判所では**定着**

(3) ドイツ
：国勢調査判決の場合

NANZAN UNIVERSITY 49

49

3. 本音

(4) 小括：最高裁の判例に関する本音

最高裁の判例の特徴		ドイツ連邦憲法裁判所の判例の特徴
精神的自由	その保護が個人だけでなく、 社会全体にとっても重要 とする	「情報自己決定権」が十分に保護されない場合の問題 指摘
「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」	そのような意義を 示さない	個人だけでなく、「自由で民主的な社会」にとっての不利益 指摘

NANZAN UNIVERSITY 50

50

3. 本音

(4) 小括

∴ 私見：最高裁の判例に関する本音

- 「自己の情報がみだりに扱われない権利・自由」の重要性に関する日本の最高裁の認識 **不十分**
- 最高裁に求められること
従来の先例よりも踏み込んだ形で、個人情報に十分に保護されなかった場合の問題について検討すること

NANZAN UNIVERSITY 51

51

4. まとめ・結論

本件に関する意見

地裁：大垣警察による情報**提供**を**違法**と判断

私見：警察による情報の**収集と保有も**違法と考える余地

「自己情報コントロール権」

原告側が主張している権利

その中身自体は、日本の判例も認めるに至っている

「もの言う自由」と自己情報コントロール権

NANZAN UNIVERSITY 52

52

4. まとめ・結論

憲法上の権利の重要性：最高裁の説明

精神的自由の重要性：「閲読の自由」、集会の自由
 ○ 個人だけでなく、**社会**にとっても重要であると明言：**妥当**
 ○ 最高裁は「**もの言う自由**」の重要性を**正しく**認識

「自己情報コントロール権」の重要性：**述べない**

ドイツの判例における**情報自己決定権**

個人の人格の発展だけでなく、**自由で民主的な社会**にとっても重要だと指摘

「もの言う自由」と自己情報コントロール権

NANZAN UNIVERSITY 53

53

4. まとめ・結論

— 「もの言う自由」と自己情報コントロール権 —

講演で述べたことのみまとめ

- 最高裁には「自己の情報をみだりに扱われない権利・自由」は「もの言う自由」とあまり関係ないと思っているフシがある
- それには**批判**もある：ドイツの議論も参考にすると、そうした**批判が妥当**

∴ 結論

「もの言う自由」と自己情報コントロール権	密接に 関連している と考える必要がある
「自己情報コントロール権」の重要性	精神的自由 に劣らないほどの重要性
本件での情報の提供・収集・保有	すべて違法 という ○ 従来の判例を前提とした場合でも同様 ○ 従来の判例の検討は十分ではない

NANZAN UNIVERSITY 54

54

4. まとめ・結論

展望：本件を機とした**変化への期待**

公安警察活動における情報の扱いの**重大性への注目**

公権力による個人情報の扱いが、「**もの言う自由**」の**保障**にもかかわる**重大な問題**であるとの認識の広まり

「自己の情報がみだりに公開等されない権利」の重要性について、**最高裁が現代の情報社会にふさわしい認識**をもつに至ることも期待

「もの言う自由」と自己情報コントロール権

NANZAN UNIVERSITY 55

55

<参考資料>

1	大塚警察事件地裁判決：岐阜地判2022年2月21日（拙稿「警察による個人情報の収集・保有・提供」新判例解説Watch 憲法 No. 201(2022年)）
2	拙著『情報自己決定権と制約法理』（信山社、2019年）
3	GPS捜査判決：最大判2017年3月15日刑集71巻3号13頁
4	前科照会事件判決：最三小判1981年4月14日民集35巻3号620頁
5	住基ネット判決：最一小判2018年3月6日民集62巻3号665頁
6	総務省「社会保障・税番号大綱」（2011年6月30日）15頁
7	よど号ハイジャック記事抹消事件判決：最大判1983年6月22日民集37巻5号793頁
8	成田新法事件判決：最大判1992年7月1日民集46巻5号437頁
9	泉佐野市民会館事件判決：最三小判1995年3月7日民集49巻3号687頁
10	東京都公安条例事件判決：最大判1960年7月20日刑集14巻9号1243頁

NANZAN UNIVERSITY 56

56

<参考資料>

11	京都府学連事件判決：最大判1969年12月24日刑集23巻12号1625頁
12	早稲田大学江沢民氏講演会事件判決：最一小判2003年9月12日民集57巻8号973号
13	マイナンバー判決：最一小判2023年3月9日
14	「早稲田大学江沢民氏講演会事件判決」に関する指摘として、長谷部・石川・穴戸編『憲法判例百選 I [第7版]』（有斐閣、2019年）41頁（棟居快行）
15	ドイツ「国勢調査判決」：BVerfGE 65,1
16	長谷部恭男編『注釈 日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）117頁（土井真一）

* 本報告は、南山大学 2023 年度 バック研究奨励金 I-A-2(特定研究助成・一般)「人間の尊厳と個人情報の保護—公安分野での個人情報の取扱いの憲法上の問題」の研究成果の一部です。

